

平成 30 年度第 3 回宗像市学校給食審議会議事録

平成30年9月3日(月) 午前10時00分～11時06分

宗像市役所 本館 301 会議室

出席者:宗像市学校給食審議会委員 11 人

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 3 回宗像市学校給食審議会を開催いたします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。事前に資料を送付しておりましたが、皆様、お手元にお揃いでしょうか。また、議事録署名人の確認ですが、前回と同じように名簿順でお願いしたいと思います。それでは、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

【会長】 はい。おはようございます。2 学期が始まりました。本校では、今日から給食が始まるので非常に楽しみにしておりますが、給食に関する審議をよろしく願いいたします。本日は 11 名の委員全員に出席していただいておりますので、宗像市学校給食審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議は成立しております。今回も議事録作成のために会議を録音しておりますので、発言をされる方は、名前を言っていただいております。

では、次第 1. 議事 (1) 学校給食費の徴収・返金ルールの一統化について事務局からお願いいたします。

1. 議事

(1)学校給食費の徴収・返金ルールの一統化について

【事務局】 では、資料の 1 ページをお開きください。学校給食費の徴収・返金ルールの一統化についてです。学校における事務の一統と事務量の軽減を目的とするものです。特に、現金で給食費を返金することは学校の負担が大きいため、整理をしたいと考えています。

まず、教育活動等による給食の中止についてです。修学旅行や社会科見学などの学級または学年単位で行う活動に伴い給食を中止した場合、その分の給食費は、①現金で返金している学校、②最終月で調整している学校の 2 通りあるようですので、2 月の徴収額で調整するという事で統一できればと考えております。

2 番目の臨時休校及び学年・学級閉鎖についてです。給食の食材を停止できたので返金する、食材を止めることができなかつたので返金しない、また、振替えて給食を実施するなど、その時々によって対応が異なります。事務の負担を考えると、現金で返金するのではなく食材で還元するという形がとれたらと考えております。

最後に、食物アレルギー等の対応食についてです。現在、食物アレルギーの対応については、特別な学校給食費の徴収・返金を行わないことにしていますが、飲用牛乳に限っては、価格が一年を通して変動せず毎日提供しているということがあり、返金を行っていま

す。今回、返金のルールについてご審議をいただくので、今一度、議題に上げさせていただいております。食物アレルギーの対応については、案が2つあります。一つは、返金を行わないという案です。もう一つは、児童生徒の牛乳アレルギーについては飲用牛乳代を返金しますが、教職員等の飲用牛乳の停止については返金をしないということ、また、児童生徒に飲用牛乳代を返金する場合は、診断書等の提出を毎年お願いするということです。

【会長】まず、返金ルールを統一化しなければいけないという必要性については、ご理解いただけたでしょうか。今のところ、学校により返金のルールに少し差があるのでそこを揃えたいということと、事務量の軽減のためということですが、2つに分けてご質問を受けたいと思います。まず、教育活動等による給食中止、臨時休校及び学年・学級閉鎖について返金をしないという2点につきまして、ご質問等ありましたらお受けしたいと思います。

【委員】臨時休校についてですが、現在、本校ではインフルエンザ、台風等で給食を提供しなくなった場合、止められる食材は止めて、どうしても止められなかった食材の分を差し引いて返金するようにしています。趣旨としては、事務の統一化、事務量の軽減ということですが、食べていないということについて、保護者の理解はどうかかなと思います。

【会長】関連してご質問等がありますか。事務局、再度ありますか。

【事務局】現金はお返ししなくとも、食材の変更で、例えばいいお肉に変更したり、卒業のお祝いのデザートを良くしたりするなど、子どもたちに還元するようにすると、不利益は生じないかと考えています。

先日、学校給食費に係る事務量について、学校にアンケートを取らせていただきました。そのなかで、臨時休校等による学校給食費の対応にかなりの時間を割いているということがあり、できれば食材などで還元できないだろうかというご意見がありました。保護者の方のご意見はどうでしょうか。

【会長】現金を返す作業が大変だという点で、お金は返さないけれど、残りの給食の食材の質を少し上げるなりして子どもたちに還元します、というのが事務局のお答えですがどうですか。返金をきちんとした方がいいという考えですか。

【委員】私は返金の必要がないと考えます。保護者の方も、臨時休校分の何百何十何円を返してもらいたいというように意識している人は少ないのではないかと思いますし、それよりも学校にお任せしますから、デザートをよくするなど給食をよくしてもらえればそれでいいんじゃないかと思います。細かいお金のやり取りをして煩雑になることは、省いた方がいいんじゃないかと思います。

【委員】私も同じように思います。現金での返金は必要ないと思います。返金は今までしてもらっていたので当たり前のルールとして自分の中で定着していますが、もともと学校給食は安い金額で提供していただいているので、事務量の軽減という理由があるのであれば、優先していただいて構わないと思います。保護者への説明も、文書なりきちんとした案内ができれば問題ないと思います。

【委員】そう言ってもらえると学校としてはありがたいですけど、例えば、今年は天災等ですでに 2 日休校しています。インフルエンザによる休校も絶対あると思います。そうすると、年間 4、5 回は休校になります。1 回 250 円と考えると、トータルで考えると約 1000 円近くになりますが、いかがでしょうか。

【会長】先程も言ったようにお金は返らないけれど、食材が良くなる可能性はあるということです。

【事務局】非常に難しい部分があると思います。これまで学校給食費の定め方についてご説明してきましたが、国が定める学校給食摂取基準に基づいて、児童生徒に必要な栄養素をきちんと摂れるように学校給食を提供しています。そのなかで、例えば卒業のお祝い等の行事に彩りを添える、その分は厳密に言えば、摂取基準に具体的に示されていないので、何らかの形で毎日の献立を工夫してハレの日の給食を提供している、というのが現状です。実際、台風やインフルエンザ等で給食を中止することになった場合、ほとんど生鮮品が止められないという現状があります。生鮮品が止められないということになりますと、その日に納入した生鮮品はその日にしか調理しないという衛生管理上のルールがありますので、どうしてもロスが出てしまうということになります。他の自治体の事例を見たところ、先ほどご説明しましたように、他の日の給食に彩を添えるという形で対応している自治体も少なくないということで、提案させていただいたということでございます。

【会長】教育活動及び臨時休校等に伴う学校給食費の返金についてですが、ほかにご質問等ありましたらお願いします。この点につきましては事務局案でよろしいでしょうか。教育活動については 2 月の徴収で調整する、臨時休校等については特別な学校給食費の徴収・返金を行わないということで確認させていただきたいと思います。

では、2 つ目ですが、食物アレルギー等の対応食については 2 つの提案がありました。ご質問あるいはご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】食物アレルギー等による牛乳の返金をどうするかということも、根拠は事務量の軽減ですか。

【事務局】それも一つありますし、牛乳は 1 本分の金額がはっきりしていて毎日提供されるので返金していますが、他のアレルギーについては返金を行ってないので、その点をどう考えればいいのかということもあります。牛乳は一食あたりの学校給食費の中で占める割合が高いので返金するとなると、例えば、小麦アレルギーで毎週 1 回のパンを食べることができないけれど返金はない、というのはどうなのかとも思います。牛乳アレルギーの返金に関しては、金額もはっきり分かるので事務の負担は多くはないのかもしれませんが、返金について整理をするため、議事に挙げさせていただいております。

【委員】意見として、牛乳は他の食材と違って毎日 1 個決められた価格で提供している。はっきり飲めないと分かっているのであれば。重度のアレルギーのお子さんは、アレルギー対応の調味料を買われているなどして非常にお金もかかっていますし、代替食を作るにしてもアレルギー用の食材を買われている方もいらっしゃいますので、デザートなども値

段が決まっているということであれば、返金すべきかと思います。

【会長】案2ということですか。

【委員】はい。

【会長】ほか、ございませんでしょうか。

【委員】要は説明です。納得してもらわなければならないのですから。おっしゃられたように、牛乳は金額がはっきりしている。193回×50円は飲まないからお返ししますというのは、誰も文句は言わないと思います。ただ、調味料などは金額が見えないので、それは除去食で対応しています、というような説明があればよいのではないかと思います。事務局はどうですか。

【会長】他のアレルギー対応をされているご家庭から意見があった時にどうするか、ということを事務局は言われていると思います。うちは魚介を外しているけれど、その分は返金してもらえないのか、というご家庭があるんじゃないかということをお心配されているようです。

【委員】今までそういうことはありましたか。

【事務局】特にはないです。牛乳に関しても、返金を始める頃は、返してもらえないならありがたいです、というご意見でした。

【事務局】事務を軽減することが中心に伝わっていますが、学校給食費は市内のどの小・中・義務教育学校でもそれぞれ同じ金額を徴収させていただいています。ということは、返金のルールが学校毎で異なるということがむしろどうなのかということがあり、本日の議題として挙げさせていただいております。おっしゃるように、返金しない場合は、当然理由や説明をきちんと行うということになります。牛乳アレルギーの児童生徒への対応は、食物アレルギー対応マニュアルによれば、返金がベースになるということでございます。あとは、事務の軽減を考えると、マニュアルの変更等を行い返金しないということを視野に入れて対応するのか、それともマニュアルに沿って返金するということになるのか、こちら辺は私ども非常に悩ましいところがございます。ただ一つ、思いといたしましては、児童生徒についてはそういった配慮をしますが、もともと学校給食が誰を対象に提供されるかということを考えると、教職員の方は申し訳ないですが、対象外とさせていただきたいという話でございます。

【委員】今は学校それぞれに任せているということですか。

【事務局】おっしゃるとおり、現在のルールとしては、各学校の学校給食運営委員会で最終的に決定するということになります。その辺は、学校給食費が実際どういうお金かというところからきており、市の収入ではないという位置づけであるからということがあります。学校給食費を各学校で徴収して管理するとなると、どうしてもお支払いいただけない保護者の方への対応などが発生し、学校でのご苦労があることを私たちも痛感しております。それに加えて、このようなケース毎の対応が出てきてしまうとなりますと、学校の負担も非常に大きいだらうと思ひ、提案させていただいております。マニュアルどおりに対

応すれば、案2の方がという思いがあります。

【委員】給食審議会で確認して、返金しませんと教育委員会から下ろすことはできないというわけですね。学校給食運営委員会の方が優先されるということですか。

【事務局】今回提案させていただいた学校給食費の返金については、審議会でこういう意見が出ましたのでこういった対応をしますというのは難しく、学校給食費を改定するのかわからないのかということも含めて、最終的には市の判断によることになります。しかし、今の学校給食費の取り扱いルールを少し改める必要があると考えお話ししていますが、非常に悩ましいところがあります。食べていないから返金する必要がある、牛乳にしても飲まないのであれば返金する必要があるのではないかと、児童生徒を中心に考えたら、食べる・食べないということが重要になってくるわけですが、実際は、学校給食費は食材を調達するために使われており、食べる・食べないとは別のところにもお金がかかってきますので、一律、教育委員会で決めてしまうのも正直強引かなということ、本日お話しさせていただいているというようにご理解いただければと思います。

【委員】では、今の内容はどのような形で学校に下ろされますか。

【事務局】各学校の給食運営委員会で学校給食についてお話をさせていただくことは、今後も続けていただきたいと思います。学校給食費の取り扱いについては、一律、各学校にこのような対応をしてくださいという形をお願いしていくというように考えております。

【委員】ここで決まったことがすべての学校に下りていくということですか。

【事務局】そういう形を考えております。

【会長】保護者の方から、アレルギーに関する返金につきましてご質問、ご意見はありませんか。ご意見が出ないということは納得されているということでしょうか。

【委員】うちの子は牛乳アレルギーではないので、絶対返した方がいい、返さない方がいいというのははっきり言えないのですが、統一するということであれば、診断書も出て当然飲めないで、返金は正しいのかなと思います。他の意見にもあるように、小麦アレルギーの方が、パンも週1回と決まっているじゃないと言われると、平等を保つ部分ではどうなのかなと。今は返金している学校が多いんですか。

【事務局】牛乳はそうです。

【委員】他のアレルギー食は。

【事務局】全く給食を食べないということ以外は返金していません。

【委員】返してないですね。前の議題に戻りますが、臨時休校になった時は牛乳代が絶対帰って来る。大丈夫かなと思う部分もありますが、100円200円が厳しいという方も中にはいらっしゃると思うので、牛乳だけを返金していることを公にすると、パンも回数がかかるから返して、という話になるのではないかと思います。

【会長】返金するけれど、公にはしない方がいいということですかね。

【委員】もし、自分の子が牛乳ではなく他のアレルギーの場合、牛乳だけ回数がわかるか

ら特別扱いをすると、パンも分かるよねというようになるのではないかと思います。週 1 回絶対パンがあるので、回数を数えられるものは言われる可能性があるのではないかと思います。

【委員】食べない、飲まないことがはっきり分かるものは返金してもいいんじゃないかということですね。

【委員】そうですね。牛乳は毎日出るからということもありますが、パンも分かるかなど。魚介などに関しては、細かいことになるので難しいのかなど。難しいものと難しくないものをはっきりさせて、どれくらい的人数いらっしゃるのかわからないのですが、各学校でルールが違うというのもよくわからなかったので、返金できるものは返金という形に変えるか、牛乳だけはアレルギーの届出があった人だけに、実は返金がありますというように提示した方が、他のアレルギーをお持ちの保護者の方が、私の子は返金してもらえないのかというようにはならないのかなと思います。

【委員】パンはいくらくらいしますか。

【事務局】50 円くらいです。

【委員】さっきの牛乳なら年間で 9,700 円くらいですね。

【事務局】パンに関しては、種類やグラムで毎回金額が変わってくるので、返金は難しいです。

【大門会長】事務量の軽減というのもありますので、その辺との折り合いも必要かなと思います。

【委員】いろいろお話を聞くと私も迷ってしまいますけど、先程言われていたように説明の仕方で、牛乳が年間で約 1 万円と聞くとやはり大きいと思うので、はっきりわかるものは返金する、分からないものは納得される形できちんと説明していただいて、返金しないというルールに統一されるのが一番いいのかなと思いました。保護者も価値観や考え方がいろいろあると思うので、どういったところでクレームになるかわからないですし、一つ一つの対応は大変だと思いますが、はっきり分からないものに対しては難しいですと説明していただいて、納得していただくのが一番いいと思いました。

【委員】今のところ案 2 が大勢かなと思いますが、一番下に教職員の対応についても書いてありますが、これについてご意見はないですか。

【委員】実は本校の職員がこの対象です。病気で牛乳が飲めなくなって、そういうことを言われました。ただ、子どもに返金するなら職員も同じだと思ったのですが、事務の煩雑さを考えると、もういいかと思います。その辺は、市の方針を決めてもらえればそれで対応できるかと思います。今までは統一のルールがなかったので、前の学校では返金してもらっていましたが言われたら、この学校のルールはこれよと納得させるのがなかなか難しかったのですが、市としてこれでいきますということを示してもらえれば説明ができますので、私は助かります。

【事務局】その辺は非常に申し上げにくいのですが、先程も申しましたとおり、学校給食

は誰に提供するのかという点、児童生徒ということが法律にはっきりと書かれています。別の言い方をすれば、先生方については具体的に書かれていないという理由もあって、対応が学校により異なることは今までであったことだと思います。ただ、これまで皆さんにご意見いただいた中でも、私としては、児童生徒を中心に考えられたご意見が多かったと思いますし、先生方のご理解が得られれば、この際、教職員の方への返金を行わないということで対応させていただければと思います。

【会長】ご意見がなければ確認したいと思いますが、食物アレルギー等の対応食につきましては案 2 の方で確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次の答申書（案）について、事務局の方からお願いします。

(2)答申書(案)について

【事務局】それでは、答申書（案）についてご説明致します。2 ページから 7 ページまでが答申書で、8 ページからは、今までご審議いただいた内容について、簡単にまとめたものを記載しております。2 ページは表紙、3 ページは教育委員会宛ての答申書の鑑、4 ページからが内容になりますので、段落ごとにご説明します。

(1) 給食回数についてです。新学習指導要領について、小学校は平成 32 年度から、中学校は、平成 33 年度から完全実施になります。小学校の学習指導要領に外国語が加わるため、小学校 3 年生から 6 年生まで授業時数が 35 時間増加することが決まっています。それに伴い、宗像市でも授業日数を増やす予定にしています。学校へのアンケートでも、給食回数を増やして欲しいとの要望がありましたので、そちらも考慮しまして、給食回数は現行よりも少なくとも 5 回の増加が必要と審議会にご提案させていただいております。つきましては、本審議会では、小学校及び義務教育学校前期課程における給食回数は現行の 188 回にプラス 5 回の 193 回、中学校及び義務教育学校後期課程における給食回数は現行の 180 回にプラス 5 回の 185 回にすることが適当であると判断すると記載しております。

(2) 学校給食費についてです。まず、学校給食についての説明です。宗像市では栄養教諭の先生方が献立等を作成し、週 5 回の完全給食を実施しています。次に、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達のため、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を身に付けるために実施されており、食育の観点からも重要な役割を果たすものであるため、宗像市の児童生徒に適した栄養量が提供されているということを記載しています。続いて、宗像市の子どもたちの体格を全国や県内の平均値と比較してみたところ、全国県内の平均と同じ水準にあることが明らかになりましたので、宗像市においても、学校給食摂取基準に基づいて学校給食を提供することに意義があることを確認させていただきました。そして、学校給食費の改定の変遷について記載しておりますが、単独調理場方式に移行を開始してから、食材価格の上昇や給食回数の増加、消費税率の引き上げなどを理由に、今まで 3 回改定を行っております。今年度も、近年の価格動向を確認したところ、学校給食物資の食材価格が上昇傾向にあることが明らかで、今後も上昇傾向が続くことが見込まれます。

栄養教諭の先生方からも、現状の給食費では献立作成に困っているというご意見がありました。

そこで、平成 31 年度の学校給食費について、福岡県学校給食会の一般物資の上昇率を用いて一食当たりの試算を行いました。その結果、小学校及び義務教育学校前期課程においては 250 円、中学校及び義務教育学校等後期課程においては 310 円になりました。特に、中学校については値上げ幅が大きくなりますので、慎重にご審議いただいたところです。保護者の負担が増えるということもありますが、子どもたちに安全な学校給食を提供していくためには、質の良い食材を今後も調達していく必要があります、また、適切な栄養量を提供していくことを考えると、値上げは不可欠ではないかということで、学校給食費の改定もやむを得ないという結論になりました。

したがって、平成 31 年度の小学校及び義務教育学校前期課程における学校給食費の一食あたりの単価は 250 円で給食回数は 193 回、年間の学校給食費は 48,250 円、中学校及び義務教育学校後期課程における学校給食費の一食あたりの単価は 310 円、給食回数は 185 回、年間の学校給食費は 57,350 円が相応と判断しますとしております。

(3)学校給食費の徴収方法について、5 ページに記載しているのは、第 2 回の審議会でお話しさせていただいた内容になります。年間の学校給食費をできるだけ毎月均等に徴収したいので、4 月から 1 月までは定額で徴収し、2 月は調整月として提案させていただいております。続いて、学校給食を中止した場合など、一つは教育活動、二つは臨時休校及び学年学級閉鎖、三つは食物アレルギー等の対応食について、四つは長期入院の欠席への対応についてです。それぞれ返金に関する事項として 4 点を記載したいと思っています。長期入院については今までどおりの取扱いのため議事に挙げておりませんでした。返金が生じるため記載しております。

6 ページです。(4)その他ということで、学校給食を通しての取り組みについて記載しています。国の現状として、食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病などの課題がある一方、若い女性の痩せや高齢者の低栄養等の問題が指摘されていますので、学校給食を通して食育等にも取り組んでいく必要があります。その次に、宗像市の学校給食は単独調理場方式で行われていますので、地場産物を積極的に活用できておりますし、調理機器も、蒸したり焼いたり揚げたりというように、いろいろな料理ができるように揃えていますので、多彩な献立を提供することができます。それらを含めて学校給食を生かした食育の推進が期待されるということがあります。学校給食摂取基準に基づいて、今までどおり宗像市の児童生徒に適した給食を提供することも大事ですし、子どもたちの嗜好や喫食状況等を考慮することも大事なことです。また、食育の観点から郷土料理や行事食なども、引き続き学校給食で提供して欲しいということもあります。最後に、栄養教諭の先生方が中心となり、子どもたちに栄養バランスの整った学校給食を提供することはもちろん、学校給食を通じた食育の推進もしていただきたいという内容です。こちらはもう少し文章を整えたいと思っていますが、そのような内容について記載させていただきたいと思っています。

次に 7 ページです。こちらは審議会の経緯ということで、第 1 回からの開催日数、開催日程になります。8 ページからは、今までの審議会の審議内容をまとめております。まず、宗像市の学校給食ということで、子どもたちの体格のグラフを載せておりますが、全学年とも国・福岡県の平均とほぼ変わらない値です。

9 ページは、宗像市の学校給食の実施内容についてです。栄養価と食品構成の表を載せております。この栄養価、食品構成を基本に、郷土料理や行事食の実施、地場産物の活用なども行っています。3 番目が給食の残食率です。表は 10 ページになりますが、平成 29 年度は、平成 28 年度より小学校と中学校ともに改善しています。次に、平成 31 年度の学校給食費についてです。答申書にも記載していますが、学習指導要領の改訂に伴い給食回数の増加が必要ということをご審議いただきましたので、こちらにも記載しております。それから、給食物資の価格が上昇傾向にあるということグラフとともに文章でも簡単に説明しています。11 ページは、今日ご審議いただいた内容を記載したいと考えています。

【会長】はい。事務局からの答申書（案）についてのご説明がありました。質問やご意見などがありましたら伺いしたいと思います。不自然な点などはございませんでしたか。学校給食費についてということで諮問を受けていますので、それに対する意見として授業時数が多くなることや学校給食費を少し値上げしなければいけないことなどの理由を記載しています。

【委員】学校給食摂取基準は変わったんですか。

【事務局】そうですね。

【委員】どこがどのように変わったのかという情報を、保護者の方に提供することができるなら提供してもよいかと。ご存知でしたか、子どもの摂取基準が変わったのです。8 月 1 日に。

【事務局】栄養価については、エネルギーが小学校 3, 4 年生は 640kcal から 650kcal に、中学生は 820kcal から 830kcal に変わっています。また、たんぱく質が今まではグラムで示されていたのですが、エネルギーに対する割合に変わっています。あと、大きな変更はナトリウムで、食塩相当量で小学校 3, 4 年生が 2 グラムになり、中学生が 2.5 グラムになっています。

【委員】はい。この背景は子どもたちが大きくなったからですか。

【事務局】日本人の食事摂取基準という学校給食だけでなく日本人全員を対象とした食事の基準がありますが、こちらの基準と文部科学省が児童生徒に実施した調査結果を基に学校給食摂取基準が変更されています。文部科学省が行った調査は、児童生徒の発育状況に加えて食事状況についても調査が行われたため、児童生徒の実態が反映されて、学校給食摂取基準の栄養価が設定されています。

【委員】そのような基準に基づいて学校給食も行われていることを丁寧に説明されると、保護者の方もそうなんだと分かれる、そのように入ってくる情報が答申の一つの資料としてあれば、親切ではないかと思って言いました。

【事務局】 貴重なご意見ありがとうございます。確かに今年 8 月に学校給食摂取基準が変更されています。それこそ学校給食費との関係で申し上げますと、今回提案させていただいた金額については、変更前の学校給食摂取基準で算定したのですが、その議論を遡ってどうこうするという考えはございません。私どもは安心安全な給食を毎日提供していくということを使命に取り組んでおりますので、ぜひともこの答申書の中に内容として盛り込ませていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】 学校給食摂取基準の一部改正については、答申案に盛り込ませるとのことでした。ほかにご質問、ご意見などありましたら。よろしいですか。

では、事務局は本日の審議内容を反映しまして、最終的な答申書の作成をお願いいたします。以上で本日の議事をすべて終了しますが、委員の皆様から何かありましたら、お受けしたいと思います。それでは、ほかにご意見がないようですので、事務局にお返しします。

2. その他

【事務局】 はい。これまで慎重にご審議いただきまして、答申書（案）という形で提案させていただきました。本日ご意見等を伺って、軽微な変更でございましたら私ども事務局と会長でお話させていただいて最終的な答申をまとめさせていただきたいと思っておりますが、新しい学校給食摂取基準の内容について追加することになりましたので、当初の予定どおり、もう 1 回 10 月に開催させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

【会長】 よろしいですか。学校給食摂取基準の部分が加わりますので、予定どおり 10 月にもう一度、審議会を開催させていただきたいというところです。よろしいでしょうか。では、事務局の方お願いします。

【事務局】 では、第 4 回目の日程を決定させていただきたいと思います。

（日程調整）

【事務局】 10 月 3 日の 10 時半からということで。また正式な文書を送付させていただきます。今回いただきましたご意見等の内容を答申書に盛り込みまして、最終的に確認していただくというような形を取らせていただきます。

【事務局】 会長、議事の進行ありがとうございます。先程も申しましたように、次回 10 月 3 日で最終的に答申をまとめたいと思います。ぜひとも、次回ご意見をいただけたらと思っております。それでは、本日はどうもありがとうございました。